

101

松林第 1043 号

昭和 54 年 5 月 14 日

国分勘兵衛 殿

三重県中勢南部県民局松阪林業事務所長

保安林の指定施業要件の変更について

保安林整備臨時措置法(昭和29年5月法律第84号、昭和49年5月法律39号附則改正)が104年延長されたことにかんがみ第三期保安林整備計画が昭和49年度から実施されているところでありますがなかでも特に指定施業要件について地形、気候、土壌、降雨量等種々調査したところ貴殿所有(権利)にかかる保安林について保安林の指定当時に定められている指定施業要件と下記のように変更して保安林の指定の目的の達成並びに保安林の機能をより一層充実にため整備するものであります。

つきましては変更の趣旨を充分ご理解のうえ同封ハカキに賛否(否の場合は意見を記入)とご記入のうえ6月30日までに必着するようご回答くださるようお願いいたします。なお同封ハカキには賛否にかかわらず記名押印をお願いいたします。

102

記

1 保安林の所在場所

飯南郡飯南町大字有間野字黒洞 552 箇所

" " " 字高山 2054, 2086の1, 2116の1

2117, 2118箇所, 2117の1箇所

飯南郡飯南町大字有間野字大谷 2160, 2161, 2163, 2166

2167, 2168, 2168の1, 2169, 2170, 2180, 2184箇所

2 保安林の種類

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件の内容

皆伐による伐採の1箇所当りの面積の限度

現行... 定めず

変更後... 20ヘクタール以下

作成に親書提出

平 県



No1

松林第 1426 号

昭和 60 年 11 月 8 日

国分勲 兵衛 殿

三重県松阪地方県民局松阪林業事務所



解除予定保安林の告示について (通知)

このことについて、別添三重県公報第 1428 号 (昭和 60 年 11 月 5 日三重県告示第 525 号) のとおり保安林の指定を解除する予定である旨告示されたから通知します。

なお、予定告示期間中における当該森林の登記上の地籍権利関係に異動を生じた場合は、その都度すみやかに報告して下さい。

黒珣林道南段=伊在; 指定解除告示済
龍岑部分 潰地 1158m²のみ

(事務担当 指導課 改良係)

N02



県章

三重県公報

昭和60年11月5日 火曜日 第11428号

目次

告示

- 保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録 (保険課) 2
- 有害な図書類の指定 (青少年婦人課) 2
- 公益法人の設立許可 (商工労働部 総務課) 4
- 木材業者の登録 (林政課) 5
- 保安林の指定をする予定である旨の通知 (林業課) 5
- 保安林の指定を解除する予定である旨の通知 (同) 5
- 同件 (同) 6
- 同件 (同) 6
- 同件 (同) 7
- 同件 (同) 7
- 土地収用法の規定による事業の認定 (用地対策課) 8
- 証紙売りさばき所の新設の承認 (管理課) 8

選管告示

- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出 (選挙管理委員会) 9
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出 (同) 9
- 政治団体の解散に係る収支報告書の要旨の公表 (同) 9

海調委告示

- 漁業法第11条第4項の規定による公聴会の開催 (三重海区漁業調整委員会) 10

公告

- 土地改良事業の認可 (耕地第一課) 10
- 同件 (同) 10
- 道路位置の指定及びその関係図書の縦覧 (建築課) 10
- 建築基準法の規定に基づく公開による聴聞会 (同) 11
- 同件 (同) 12
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧 (都市計画課) 13
- 都市計画事業の認可を受けた旨 (同) 13

N03

①

昭和60年11月5日

三重県公報

第11428号 (7)

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
一志郡白山町大字垣内字北布引28の1・28の393・28の394 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
林道用地とするため
- 「次の図」は、省略し、その図面を三重県農林水産部林業事務局林業課及び白山町役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第525号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨、通知があつた。

昭和60年11月5日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
飯南郡飯南町大字有間野字黒洞538・545・546・549・550・552・572 (以上7筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
林道用地とするため
- 「次の図」は、省略し、その図面を三重県農林水産部林業事務局林業課及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第526号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨、通知があつた。

昭和60年11月5日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
飯南郡飯高町大字遊字江馬木屋338の2から338の6まで (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

土地 使用 承諾 書

番号	事業の実施対象となる地籍									使用 期間	使用 目的
	郡市	町村	大字	字	地番	地目	台帳 面積	見込 面積	指定 面積		
	飯南	飯高	青田	カツエ坂	908-5	保安林	1,983	3.00		H16.4.1~ H17.3.31	治山事業 実施のため

上記の土地について、下記の条項による使用を承諾します。

記

1. 県が三重県治山事業施行規則に基づく治山事業を実施すること。
2. 事業実施に支障となる地上物件の除去及び地形の変更を行うこと。
3. 保安林又は保安施設特区に指定されても異議がないこと。
4. 事業施行により生じた工作物及び造林木は土地所有者の所有となるが、施行後の県の行う維持管理行為を阻まないこと。
5. 事業施行地に対する所有権、地上権、その他土地に付随する権利を売却し、又は譲渡する場合は、この承諾書の内容となる事項を買請人又は譲受人に継承させること。

平成 16 年 1 月 16 日

三重県知事 様

土地及び地上物件に係る権利者

住所 東京都中央区日本橋1-1-1

氏名



役員 國分勤兵衛 (印)

土地 使用 承諾 書

番号	事業の実施対象となる地籍					台帳 面積	見込 面積	指定 面積	使用 期間	使用 目的
	郡市	町村	大字	字	地番					
	松阪	飯南町 有間野		大谷	2180 2167 2168	保安林				治山事業 実施のため
				大谷	2170	保安林				
				黒洞	552	保安林				

上記の土地について、下記の条項による使用を承諾します。

記

1. 県が三重県治山事業施行規則に基づく治山事業を実施すること。
2. 事業実施に支障となる地上物件の除去及び地形の変更を行うこと。
3. 保安林又は保安施設特区に指定されても異議がないこと。
4. 事業施行により生じた工作物及び造林木は土地所有者の所有となるが、施行後の県の行う維持管理行為を阻まないこと。
5. 事業施行地に対する所有権、地上権、その他土地に付随する権利を売却し、又は譲渡する場合は、この承諾書の内容となる事項を買請人又は譲受人に継承させること。

平成20年 4月 15日

三重県知事 様

土地及び地上物件に係る権利者

住所

氏名 岡分勘兵衛

